

公文書（地方公共団体等行政文書）の写しの交付に要する費用等について

杉戸町情報公開条例施行規則第7条第1項及び杉戸町個人情報保護法施行細則第4条第1項に基づき、公文書（地方公共団体等行政文書）の写しの交付に要する費用等は、次のとおりとする。

なお、この定めは、社会経済情勢等の変化に基づき、改正するものとする。

- 1 公文書（地方公共団体等行政文書）（以下「公文書」という。）の写しの交付に要する費用のうち、公文書の写しの作成に要する費用の額は、下表のとおりとする。
- 2 公文書の写しの作成に要する費用は、前納とする。
- 3 公文書の写しの交付を郵送により受けたい者は、郵送に要する費用を前納（切手により納付）することにより、公文書の写しの交付を郵送で受けることができる。

公文書の写しの作成の方法		公文書の写しの作成に要する費用の額
1 複写機により用紙に複写したもの	(1) 白黒 A3判、A4判、B4判及びB5判	1枚につき10円
	(2) カラー A4判、B4判及びB5判	1枚につき50円
	(3) カラー A3判	1枚につき80円
2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	(1) CD-R	CD-R1枚につき100円に当該文書1枚ごとに10円を加えた額
	(2) DVD-R	DVD-R1枚につき120円に当該文書1枚ごとに10円を加えた額
3 電磁的記録を印刷物として用紙に出力したもの	(1) 白黒 A3判、A4判、B4判及びB5判	1枚につき10円
	(2) カラー A4判、B4判及びB5判	1枚につき50円
	(3) カラー A3判	1枚につき80円
4 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	(1) CD-R	1枚につき100円
	(2) DVD-R	1枚につき120円
5 前4号に掲げる以外の方法で複写し、又は出力したもの		当該方法で複写し、又は出力したものの作成に要する費用の額

備考

- 1 複写機により用紙に複写をするときは、公文書の写しの用紙の大きさは、当該公文書と同じ大きさとする。ただし、同じ大きさに複写できない場合にあっては、適宜分割する。